

ヘルパーステーション げんきな木
デイサービス げんきな学校

〒656-0012

洲本市宇山1丁目4-17

電話 0799-22-1116

FAX 0799-24-5664

e-mail:genki-ki@sumoto.gr.jp

介護保険の利用手続きが必要になったら・・・

介護保険申請～認定までの流れ

申請（げんきな木が申請のお手伝いも致します）

お住まいの区の保険福祉センター介護保険担当の窓口で、要介護認定の申請を行ってください。

（地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・介護保険施設に依頼して申請を代行してもらう事もできます）

申請に必要なもの

- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 老人保健法医療受給者証
- ・ 健康保険被保険者証（40歳～64歳までの場合）

要介護認定

申請すると訪問調査や公平な審査・判定が行われ、介護や支援は必要な度合い（要介護度）が決まります。

- ・ 訪問調査
市の担当職員などがご自宅を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。
- ・ 主治医の意見書
市の依頼により主治医が意見書を作成します。

- ・ 一次判定
訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピューター入力し一次判定を行います。
- ・ 二次判定（認定審査）
一次判定や主治医の意見書などをもとに保健、医療、福祉の専門家が審査します。

結果の通知

通知は申請から 30 日以内に届きます。要介護度に応じて利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。

要介護・要支援の認定がおりたら 以降に進んでください。

～ の順序で認定結果が出ます。

認定結果により介護度が決まり、決定した介護度により利用出来るサービスが違ってきます。

認定結果が要支援 1・2 の方

- ・ 利用についての相談
地域包括支援センターの職員が中心となって、介護予防ケアプランを作成し、プランに基づいたサービスを利用できるように援助します。

ケアプランに基づき利用できるサービス

(げんきな木・げんきな学校 事業所で行えるサービス)

日常生活のお手伝い（介護予防訪問介護サービス）

ホームヘルパーが訪問し、利用者をご自分でできることが増えるように食事・洗濯・掃除などの支援を行います。

利用料金

週 1 回程度の利用	1 2 3 4 円（利用者負担額）
週 2 回程度の利用	2 4 6 8 円（ " ）

デイサービス（介護予防通所介護）

ご自宅までの送迎を行い、日中の間はデイサービスで入浴・食事・機能訓練・レクリエーションなどを行います。

利用料金

要支援 1	2226 円 (利用者負担額) /月
要支援 2	4353 円 (") /月

その他に訪問入浴・訪問リハビリ・通所リハビリなどのサービスを受けます。詳しくは地域包括支援センターにご相談ください。

認定結果が要介護 1 ~ 5 の方

- 各種サービスを利用するためには、ケアマネージャー（介護支援専門員）が作成するケアプランが必要になります。まずは居宅介護支援事業所を決めましょう。

げんきな木事業所に依頼される場合は、22 - 1116 にて賜ります。

ケアプランに基づき利用できるサービス

(げんきな木・げんきな学校 事業所で行えるサービス)

訪問介護サービス

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

げんきな木ヘルパーステーションでは、看護師資格者が中心となり身体介護はもちろん、生活援助に関しても質の良いサービスの提供に努めています。

身体介護中心・・・食事・入浴・排泄のお世話・通院の付き添いなど
生活援助中心・・・住居の掃除・洗濯・買い物・食事準備・調理など

利用料金の目安 詳細は別ページ参照

身体介護中心	30分～1時間未満の場合	402 円/回 (利用者負担)
生活援助中心	30～1時間未満の場合	229 円/回 (利用者負担)

通所介護サービス

ご自宅までの送迎を行い、日中の際はデイサービスで入浴・食事・機能訓練・レクリエーションなどを行います。

その他に訪問入浴・訪問リハビリなどのサービスも利用することができますので、担当のケアマネージャーにご相談ください。

介護度による利用料金とサービス内容の違い

居宅サービスで要介護1～5の方が受けることができるサービス内容は、要介護度区分に関わらず、全て同じ内容です。

ただし、介護度ごとに利用できる上限額が決まっており、その**限度額の範囲内**であれば、**1割の自己負担額でサービスの利用ができます**（この1割は事業所に支払います）。

限度額を超えてサービス利用をした際は、超えた額は全額実費となります。

居宅サービスの利用限度額

要介護度	利用限度額 (1ヶ月)	左記の利用限度額とは 別枠のサービス(自己負担1割)
要支援1	4万9700円	・介護予防福祉用具購入・・・1年間10万円まで ・介護予防住宅改修・・・・・・・・・・20万円まで ・やさしい住まいづくり・・・・・・・・60万円まで
要支援2	10万4000円	

		(詳しくはげんきな木までお問い合わせください)
要介護1	16万5800円	・特定福祉用具購入…1年間10万円まで ・居宅介護住宅改修……………20万円まで ・やさしい住まいづくり……………60万円まで (詳しくはげんきな木までお問い合わせください)
要介護2	19万4800円	
要介護3	26万7500円	
要介護4	30万6000円	
要介護5	35万8300円	

利用料金やサービス内容のプラン（計画）を考えてくれるのがケアマネージャー（介護支援専門員）です。

利用者の立場に立って考えてくれるケアマネージャーを選ぶ事が大切で、まずは担当のケアマネージャーを決めてから、じっくり相談し利用者に合った適切なケアプランを組んでもらいましょう（ケアプラン作成及び相談は無料です）。そして、体調の変化や諸事情等により組んでもらったケアプランが合わない場合は、再度プランを見直してもらって適切なプランに変更してもらいましょう。必要に応じ、**ケアマネージャーの変更も可能**です。

訪問介護等のサービスはケアプランに基づいて利用できます。

訪問介護事業所からヘルパー等が訪問し、利用者のお手伝いを致しますが、本当に利用者にとって良いと思われる事業所を選ぶことが大切で、ケアマネージャーと同じ事業所のヘルパーを利用しなければならないという事はありません。複数の事業所を使い、利用者自身に合ったサービスを探してみるのも1つの方法です。ケアマネージャー、事業所、サービス内容を**決めるのは利用者自身**です。